

# 吸収分割にかかる事後開示書類

2022年4月1日

株式会社交換できるくん

2022年4月1日

## 吸収分割にかかる事後開示書類

東京都渋谷区東一丁目26番20号  
株式会社交換できるくん  
代表取締役社長 栗原 将

株式会社交換できるくん（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社KDサービス（本店：東京都渋谷区東一丁目26番20号、以下「承継会社」といいます。）は、2022年1月14日付で両社間で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、分割会社が営む住宅設備機器の交換工事にかかる施工事業（以下「分割事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、ここに会社法第791条及び第801条並びに会社法施行規則第189条及び第201条の規定に従い、以下の事項を記載した書面を備え置きます。

なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となります。また、承継会社においては会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割となります。

### 1. 本吸収分割が効力を生じた日

2022年4月1日

### 2. 分割会社について次に掲げる事項

#### (1) 吸収分割をやめることの請求（会社法第784条の2）

分割会社において、本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割にて実施したため、会社法第784条の2に規定する請求権は生じません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

分割会社において、本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割にて実施したため、会社法第785条に規定する請求権は生じません。

#### (3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

分割会社は、会社法第787条第3項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定する手続きは実施しておりません。

#### (4) 債権者の異議（会社法第789条）

分割会社は、本吸収分割契約により承継させる債務の全部につき重疊的債務引受を行うことから、分割会社の債務者が不利益を受けることはないため、会社法第789条の規定する手続きは実施しておりません。

3. 承継会社について次に掲げる事項

(1) 吸収分割をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、会社法第 796 条の 2 に規定する請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条に規定する請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条の規定に従い、令和 4 年 1 月 31 日付官報により債権者に対し公告を実施し、同日付で知れたる債権者へ個別の催告をいたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者は 1 名もおりませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、令和 4 年 4 月 1 日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、分割事業に関する資産、負債、その他の権利義務を分割会社から承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2022 年 4 月 1 日

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はございません。

以上

2022 年 4 月 1 日

承継会社

東京都渋谷区東一丁目 26 番 20 号  
株式会社KDサービス  
代表取締役 酒井 克知



分割会社

東京都渋谷区東一丁目 26 番 20 号  
株式会社交換できるくん  
代表取締役 栗原 将



